

ホール利用料金表

令和元年10月1日改定

(単位：円)

時間区分 種別		利用料金							超過料金 超過時間 1時間 当たりの 料金の
		基本利用料金(セット料金)						超過時間 1時間 当たりの 料金の	
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時		
大ホール	平日	55,000	79,200	84,700	133,100	163,900	198,000	18,700	
	土・日・休日	67,100	96,800	104,500	163,900	201,300	242,000	22,000	
楽屋1号	B1F	1,210	1,760	1,870	2,970	3,520	4,290	440	
楽屋2号		1,210	1,760	1,870	2,970	3,520	4,290	440	
楽屋3号		4,950	7,150	7,700	12,100	14,850	17,820	1,650	
楽屋4号		4,950	7,150	7,700	12,100	14,850	17,820	1,650	
楽屋事務室		660	880	990	1,540	1,870	2,310	220	
楽屋控室		770	1,100	1,210	1,980	2,420	2,860	220	
第1浴室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330	
第2浴室		880	1,320	1,430	2,200	2,750	3,300	330	
小ホール	平日	16,500	24,200	26,400	40,700	49,500	60,500	5,500	
	土・日・休日	19,800	28,600	30,800	48,400	59,400	71,500	6,600	
楽屋5号	2F	1,650	2,420	2,640	4,070	4,950	5,940	550	
楽屋6号		1,430	1,980	2,200	3,410	4,180	4,950	440	
楽屋7号		2,200	3,300	3,520	5,610	6,930	8,250	770	
リハーサル室		3,520	5,170	5,500	8,800	11,000	12,870	1,210	

※消費税10%を含んでいます

=備考=

1. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日をいいます。
2. 利用料金は、セット料金(午前・午後・夜間・昼間・昼夜間・全日)とします。

3. 時間区分を1時間を超えて利用する場合の12時から13時まで及び17時から18時までの時間帯の利用料金は、上表の超過料金の欄に掲げる料金を適用します。

※12時から17時又は13時から18時という時間帯での利用申込は可能ですが、12時から18時という時間帯での利用申込につきましては、午前(9時から12時)の利用、夜間(18時から22時)の利用の双方に制限が生じるため、恐れ入りますがご遠慮ください。

4. 開所時間を超えて利用した場合の利用料金は、第2項又は前項の規定により算出された額と上表の超過料金の欄に掲げる料金に当該超過時間を乗じて得た額とを合計した額とします。

※開所時間・・・9時から22時まで

5. 超過時間に1時間未満の端数の時間がある場合は、当該端数の時間を1時間として超過料金を算出します。

6. 準備・練習・後片付け等のためホールを利用する場合のホールの基本利用料金の額は、上表に掲げる基本利用料金の額から50%に相当する額を減額した額とします。ただし、第4項で規定する時間帯の超過料金については減額いたしません。

※当館での本番利用申請書の提出がある場合に限りです。

7. 利用者が入場料、その他これらに類するもの(以下「入場料」といいます。)を徴収する場合は、次の料金を加算するものとします。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最高額について当該各号の規定を適用します。

(1)入場料 5,000円未満

基本利用料金の100%に相当する額とします。

(2)入場料 5,000円以上

基本利用料金の150%に相当する額とします。

8. 前項の規定にかかわらず、営利・営業・宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、基本利用料金に当該基本利用料金の100%に相当する額を加算するものとします。

9. 市外または営利を目的とする市外居住者が利用する場合は、当該基本利用料金に、次に定める率を乗じて得た額を加算します。

(1)市外居住者が、小ホール、楽屋5号～7号、リハーサル室及び301号室を利用する場合は、当該基本利用料金の50%に相当する額を加算します。

(2)営利を目的とする市外居住者が、上記(1)の会場以外を利用する場合は、当該基本利用料金の50%に相当する額を加算します。

10. 冷房及び暖房を利用する場合は、基本利用料金に次の料金を加算するものとします。

ホール、楽屋及び集会室

当該基本利用料金の60%に相当する額とします。

ただし、超過料金がある場合には基本利用料金と超過料金を合計した額の60%に相当する額とします。

11. 利用料金の算出に当たっては、ホールについては100円未満の端数を、その他については10円未満の端数を切り捨てるものとします。

※ご不明な点につきましては、フェニックス・プラザ管理事務所(0776-20-5060)までお問合せください。